

2017年3月23日

各位

全国海運組合連合会

徳島県船員育成協会主催 平成29年度 6級海技士  
講習会（航海・機関）の開催要領のご案内

今般、四国地方海運組合連合会殿を通じ、徳島県内航海運組合より以下・別添の通り情報提供を頂きました。

徳島県船員育成協会主催による平成29年度6級海技士講習会（航海・機関）の開催要領が決定致しましたのでご案内申し上げます。

本年度より、免許講習が尾道海技学院で実施となっております。つきましては、試験の可否にかかわらず、免許講習（尾道海技学院）を必ず受講いただける方に限らせて頂いております。

受講費用等につきましては、受講案内に記載させて頂いております。講習会並びに免許講習等の交通費・宿泊費等は実費になります。

その他、何かお気づきの点がございましたら、徳島県内航海運組合 事務局・川崎までお問い合わせ頂きますようお願い申し上げます。

<お問い合わせ先>

徳島県内航海運組合

事務局長 川崎

TEL : 088-654-7279

以上

# 受 講 案 内

## 平成 2 9 年 度 船 舶 職 員 養 成 講 習 会

主 催 徳島県船員育成協会  
TEL 088-622-7622

徳島県船員育成協会では、6級海技士(航海科)及び6級海技士(機関科)の船舶職員養成講習会を開催しますので、ご案内いたします。

1. 講習会場 「小松島市港内事務所」  
徳島県小松島市小松島町字新港19-11 (徳島県内航海運組合小松島支部)
2. 講習科目 6級海技士(航海科)講習 (募集人員:10名)  
6級海技士(機関科)講習 (募集人員:10名)
3. 講習期間 平成29年8月25日(金)～平成29年9月4日(月)

※国家試験 平成29年9月5日(火)  
徳島市万代町3-5-2 徳島運輸支局で実施

※免許講習(航海科)平成29年9月9日(土)～平成29年9月14日(木)  
(機関科)平成29年9月12日(火)～平成29年9月14日(木)  
◎講習場所:尾道海技学院

4. 受講資格 総トン数5トン以上の船舶に乗り組み、航海科は2年以上船舶の運航に、機関科は2年以上機関の運転に従事した乗船履歴が必要です。(乗船履歴には、試験開始期日の前5年以内のものを含む必要があり、また15年より前の履歴は認められません。)  
※試験の可否にかかわらず、免許講習を受講頂ける方に限ります。

5. 受講費用 6級海技士(航海) 100,000円 臨時試験申請・免許申請手数料  
6級海技士(機関) 100,000円 22,370円(前年度)が必要です。  
開講時に全額納入して下さい。納入後の受講料等は返却致しません。  
上記以外に、教科書代及び雑費として10,000円程度が必要です。  
また、免許講習に係る費用は、別途個人負担になります。  
(航海科は53,630円、機関科は40,120円で教科書代を含みます。)

6. 必要書類 ① 船員手帳又は乗船履歴を証明する書類  
② 海技士身体検査証明書(試験開始期日前6ヶ月以内のもの)  
③ 写真(3cm×3cm、6ヶ月以内に撮影したもの) 7枚  
④ ~~戸籍抄本~~又は本籍の記載のある住民票の写し(申請日前1年以内のもの) 2通  
⑤ 印鑑

7. 申込み期限 平成29年7月31日(月)  
航海科、機関科別に受講者数が著しく少ない場合は、中止することがあります。

8. 申込み先

徳島県内航海運組合	088-654-7279		
鳴門支部	088-685-6360	小松島支部	0885-32-3101
徳島支部	088-652-9565	阿南支部	0884-22-2707
徳島内航船支部	0884-28-6128	阿南内航支部	0884-22-0865
全日本内航船主海運組合徳島県支部	0884-23-4710		
徳島県旅客船協会	088-687-0101		

平成29年度船舶職員養成講習会等の開催計画日程表（於 小松島市）

徳島県船員育成協会

8月

日	曜日	行事	会場	備考
1	火			
2	水			
3	木			
4	金			
5	土			
6	日			
7	月			
8	火			
9	水			
10	木			
11	金			
12	土			
13	日			
14	月			
15	火			
16	水			
17	木			
18	金			
19	土			
20	日			
21	月			
22	火			
23	水			
24	木			
25	金	開講式・講習	小	
26	土	講習	小	
27	日	講習	小	
28	月	講習	小	
29	火	講習	小	
30	水	休み		
31	木	講習	小	

9月

日	曜日	行事	会場	備考
1	金	講習	小	
2	土	講習	小	
3	日	講習	小	
4	月	講習・閉講式	小	
5	火	臨時試験	運	
6	水			
7	木			
8	金	合格発表(予定)		
9	土	レーダー観測者講習	尾道	
10	日	レーダー観測者講習	尾道	
11	月	レーダー観測者講習	尾道	
12	火	救命講習	尾道	
13	水	救命講習	尾道	
14	木	消火講習	尾道	
15	金			
16	土			
17	日			
18	月			
19	火			
20	水			
21	木			
22	金			
23	土			
24	日			
25	月			
26	火			
27	水			
28	木			
29	金			
30	土			

※会場 小:小松島市港内事務所 運:徳島運輸支局 尾道:尾道海技学院

※6級海技士(航海)、6級海技士(機関)とも会場は同じです。

受 講 申 込 書

貴協会主催の船舶職員養成講習会を受講したいので申し込みます。

平成 年 月 日

住 所

氏 名 印

電 話 ( )

徳島県船員育成協会会長 殿

フリガナ名 氏	性別	生年月日	本 籍		
		年 月 日			
受 講 科 目					
現有海技免状の有無、種類					
学 歴					
乗 船 履 歴					
船種	船 名	総トン数	航 行 区 域 (従 業 制 限)	職 名	乗 船 期 間
					年 月 日
					年 月 日
					年 月 日
					年 月 日
					年 月 日
					年 月 日
					年 月 日
				受付印	

(注)乗船期間欄には乗船の翌日から下船の日までを計算して記入すること。



## 注 意 事 項

下記の（注）乗船履歴証明書に添付する書類及び乗船履歴証明書の記載方法をよく読むこと。

- （注）
1. 本証明書は、乗船履歴を船員手帳及び船員手帳記載事項証明書により証明することができない期間のある者に限り認められる。
  2. 船員手帳を受有しない者が官公署の所属船舶に乗り組んだ履歴については当該官公署が証明すること。
  3. 船員手帳を受有しない者が官公署の所属船舶以外の船舶に乗り組んだ履歴については、船舶所有者又は船長が証明（船長の証明は、外国船に乗り組んだ履歴の場合又は船舶所有者の証明が得難い履歴の場合だけに限られる）すること。

### 乗船履歴証明書の記載方法

1. 「乗船又は就業の期間」には、乗船の初日から算入する（規則第30条参照）。
2. 「乗船場所」及び「下船場所」の欄には、乗船又は下船した都（区）市町村（町村にあっては、県名をも記載のこと。）名から埠頭、海岸、マリーナ名等までを具体的に記載する。
3. 職業船員として船舶に乗り組んだ場合には、「乗船場所」及び「下船場所」の欄に「職業船員」と記載し、注2の記載に代えることができる。
4. 乗船履歴証明書は、乗船履歴の証明者ごとに作成する。
5. 船舶名のないものにあつては、当該船舶の形式等を「船舶名の欄」に記載する。

### 乗船履歴証明書に添付する書類

1. 乗船履歴を証明した者（官公署を除く。）の印鑑証明書。ただし、下記の3の場合で他の船舶所有者が更に証明した場合には、他の船舶所有者の印鑑証明書を添付するだけでよい。
2. 船長が乗船履歴の証明を行った場合には、証明者である船長が当該船舶の船長であることを証明できる書類（外国船にあっては、当該船舶の国籍の属する国の領事の証明書）。
3. 乗船履歴の証明が船舶所有者又は船長により行われる場合には、次のいずれかの書類。
  - (1) 船舶検査書の写し
  - (2) 漁船の登録の謄本（船舶検査証書を受有しない船舶に乗り組んだ場合に限り。(3)において同じ)
  - (3) 証明者が居住する都道府県知事若しくは市町村の長（特別区にあっては特別区の長。）が証明した船舶に関する証明書等。
4. 乗船履歴の証明が船舶所有者又は船長により行われる場合であつて、当該乗船履歴が船舶所有者自身又は船長自身に係るものである場合には、船舶所有者自身又は船長自身の証明のほか、当該船舶に乗り組んだ旨の当該船舶の係留施設の管理者その他の船舶所有者に代わつて当該船舶を管理する者の証明（管理者等が法人の場合は、その代表者の証明）及び係留施設の使用契約その他の当該乗船履歴を確認しうる立場にあつたことを信じさせるに足りる説明資料。
5. 試験を受けようとする者、乗船履歴の証明者及び乗船した船舶の船長の当該乗船期間中又は証明期間中における職業、勤務先又は学校（学部・課・学年等を含む。）の名称、在職又は在学していた期間、当該勤務先又は学校の所在地及び電話番号並びに勤務先等での役職名を記載した書類で勤務先又は学校で証明したもの。
6. 乗船履歴欄の「乗船場所」及び「下船場所」の欄に職業船員であるため、「職業船員」と記載する場合には、船舶所有者、雇主等が作成した受験者が当該乗船期間中当該船舶の職業船員であつたことを証明するに足る書類。

上記の書類のほか地方運輸局が必要と認める書類の提出を求められることがある。

## 海技士身体検査証明書

（申請者記入）

氏名（ふりがなをつけること。）		性別
		男 女
出生年月日	更新をし、又は再交付を受けようとする海技免状に係る資格 又は受けようとする試験の種別	
年 月 日		
現 住 所		
〒 ( )		

（写真）

次のような写真を貼り付けること。

- 縦30mm  
横30mm
- 申請日前6月以内撮影
- 無帽、正面上半身

※写真の割印は、指定医師の押印とする。

割印

（指定医師記入）

### 1. 視力

裸眼視力 (矯正視力)	左 ( )	右 ( )	両眼 ( )
----------------	-------	-------	--------

### 2. 色覚

正 常          パネルD-15 ( Pass ・ Fail )          そ の 他 (          )

### 3. 聴力

5 m の話声語の弁別          可          不可


### 4. 疾病

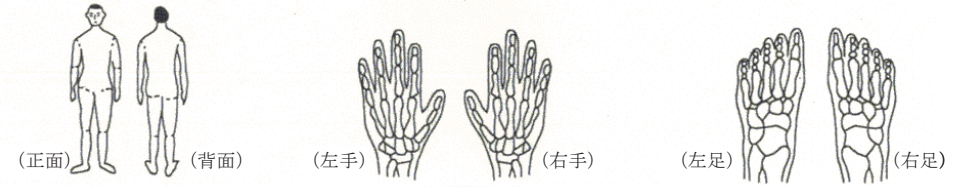
疾病の有無	病名及び程度（疾病のある者の場合のみ記入）	勤務への支障
有          無		有          無

### 5. 身体機能の障害

(1) 身体機能の障害の有無

身体機能の障害の有無	障害の内容及び程度
有          無	
握力（手指に障害のある者の場合のみ記入）	左          kg          右          kg

(2) 身体機能の障害の部位（身体機能の障害がある者の場合のみ記入）  
切断部位は ——、障害部位は  により図示すること。



(3) 運動機能（身体機能に障害のある者の場合のみ記入）

① 関節の屈伸


手指の屈伸	できる	できない
手の屈伸	できる	できない
膝の屈伸	できる	できない

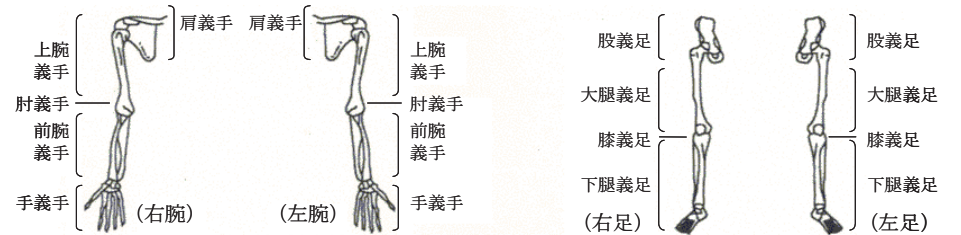
② 障害のある関節（関節の屈伸のいずれかができなかった者の場合のみ記入）

手関節	肘関節	肩関節
左 右	左 右	左 右
股関節	膝関節	足関節
左 右	左 右	左 右

③ 運動機能障害の程度（膝関節の屈伸ができなかった者の場合のみ記入）

一般歩行	できる	できない
低重心歩行	できる	できない
跳 躍	できる	できない

(4) 義手義足（義手又は義足を装着している者の場合のみ記入）  
義手義足を装着している部分を  により図示すること。



6. 指定医師所見（受検者の船舶職員としての勤務について指摘すべきことがあれば記入）

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則別表第3の検査項目について 年 月 日検査を行った結果、上記のとおりであることを証明します。

指定医師の氏名

医療機関の名称及び所在地

印